

ジェンダー視点による避難所開設・運営の 充実強化のための標準手引き (概要版)

本資料は、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」の概要版です。

掲載内容の詳細は本編を御覧ください。

埼 玉 県

令和 6 年12月

令和 7 年 3 月改正

目次

■導入編

1. はじめに.....	1
2. ジェンダー視点による避難所開設・運営の基本的な考え方	2
(1) 避難所とはどんな場所?	2
(2) ジェンダー視点で必要な配慮とは?	5
(3) ジェンダー視点に基づく避難所の開設・運営の基本的な考え方	7
3. 避難所マニュアル点検チェックリスト一覧.....	11
3-1 避難所運営の体制づくり.....	11
(1) 運営体制	11
(2) 活動体制	11
(3) 避難所内の空間(レイアウト)づくり.....	11
3-2 避難所における各班活動.....	12
(1) 総務班:避難者名簿の管理、安否確認への対応など	12
(2) 情報班:情報収集、避難所内外への情報伝達.....	12
(3) 食料・物資班:食料・物資の調達・管理・配給.....	12
(4) 施設管理班:危険箇所への対応、防火・防犯.....	12
(5) 保健・衛生班:医療・衛生管理など	13
(6) ボランティア班:ボランティアの受入・安全確保	13
(7) 避難者支援班:相談窓口・意見箱の設置	13
4. ジェンダー視点を考慮した避難所レイアウトの考え方	14
4-1 基本的な考え方	14
(1) 事前に想定しておくことが求められるレイアウトのパターン	14
5. 避難所レイアウト例.....	14
5-1 中学校(短期)	15
(1) 屋内に配置するスペース.....	15
(2) 屋外に配置するスペース.....	16
5-2 中学校(長期).....	17

(1) 屋内に配置するスペース.....	17
(2) 屋外に配置するスペース.....	19
5-3 公民館(短期).....	20
(1) 屋内に配置するスペース.....	20
(2) 屋外に配置するスペース.....	21
5-4 公民館(長期).....	22
(1) 屋内に配置するスペース.....	22
(2) 屋外に配置するスペース.....	23
6. 参考資料一覧	24

■本手引き内の用語の解説

DV	DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(元配偶者)や恋人等親密な間柄でふるわれる暴力のこと
性的マイノリティ	LGBT 等性的少数者のこと。令和 2 年度に埼玉県で実施した実態調査において、性的マイノリティの方は約 30 人に 1 人いることが分かった
特設公衆電話	災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用できる電話

1. はじめに

「ジェンダー視点」を取り入れた避難所運営を実現するためには、避難所に関わる市町村職員と、自主防災組織や自治会等、避難所運営に関わる地域の皆様、避難所に指定されている施設管理者の3者が共通認識をもって取り組むことが極めて重要です。

上述の皆様には本手引きを是非手にとっていただきたいと考えています。また、関係者で考えや認識を摺り合わせておくためにも、是非、女性を含む関係者が多く集まる場を設け、本手引きを読みながら、どうすれば良いか意見を出し合うことから始めましょう。

【ジェンダー視点とは】

様々な性にまつわる格差や固定的性別役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点として、「ジェンダー視点」という用語を用いています。埼玉県では格差の実態を把握するとともに、格差の解消を目指した取組を実施しています。

2. ジェンダー視点による避難所開設・運営の基本的な考え方

(1) 避難所とはどんな場所？

「避難所」と聞いてどのようなイメージを持ちますか？

多くの方が「被災した人たちが一時的に避難する場所」と漠然としたイメージを持っているのではないのでしょうか。それは半分正解ですが、正確ではありません。

正しいイメージを持つために、以下の内容について、頭にイメージを浮かべながら考えてみてください。

避難所の具体的なイメージとは？

- 多数の様々な年齢・性別の方が共同生活を行う場所です。
- 「生活」とは、炊事・食事だけでなく着替え・洗面・トイレ・入浴・掃除・洗濯のほか、余暇・運動も含まれます。
- このため、限られた空間で様々な設備・備品を共有しながら使用します。
- 多くの場合は三食を共にします。
- 期間は短い場合は数日、長い場合は数か月にわたります。
- 長期にわたる場合、日中仕事をしている方は、避難所から仕事へ行き、仕事が終われば避難所に帰ります。

避難所の TKB

- 避難所の TKB とは、「T:トイレ」、「K:キッチン」、「B:ベッド」のことです。
- (一社)避難所・避難生活学会の医師や専門家らによって取りまとめられた提言で、48時間以内に快適で十分な数のトイレ環境(トイレ)、栄養ある温かい食事(キッチン)、快適な就寝環境(ベッド)の生活環境を整えることが災害関連死を防ぐことにつながるという考え方です。
- 避難所の環境が避難者の健康に直接影響することが指摘されており、避難所開設・運営に当たっては、まずこの3つを迅速に整え提供することが求められています。

- 上述の観点からも、避難所のレイアウトを適切に配置し、避難所で生活している全ての避難者が、安全・安心に過ごすことができなければなりません。
- 次の写真は、実際の避難所の様子です。あなた御自身がこの環境で生活するとなったとき、何が気になるでしょうか？

【図表 1 避難所内の状況】



例えば、横になって休んでいる人もいれば立ち上がって動いている人もいて、プライバシーに配慮されていない様子が分かります。また、よく見ると杖をついている人がいますが、椅子などは用意されていません。視線を右上に向けると、バスタオルなどが干されていますが、こうした公共空間で干せるものは限られます。

このように、避難所は寝食を共にする生活のスペースです。動線を確保しながら、それぞれが快適に生活するためのレイアウトとルールを事前に決めておくことが非常に重要です。

【図表 2 避難所内状況の時系列変化】



発災直後



発災翌日



段ボールベッド設置前



段ボールベッド設置後
(7月15日に設置完了)

(資料)倉敷市「平成30年7月豪雨災害から復興への記録」




3ページ、図表2の写真は平成30年7月に発生した西日本豪雨時の倉敷市内の避難所(岡田小学校)の居住スペースの写真です。発災直後(写真左上)は、立っている人と休んでいる人が入り乱れており、翌日(写真右上)も区画や仕切りはなく、多くの避難者が毛布などのみ配布された状態で横になって休んでいます。

その後(写真左下)、間仕切りやダンボールベッドが導入され、約1週間が経つ頃には世帯ごとのプライバシーに配慮された居住スペース(写真右下)となりました。

埼玉県では、事前にレイアウトを決め、避難所開設時から段ボールベッドと間仕切りを設置することで、被災者にとって精神的にも身体的にも最も負担の大きい発災から1週間という時間を、少しでも楽に過ごしていただきたいと考えています。このため、事前にレイアウトを決めておくこと、開設時の準備体制を万全にしておくことの必要性と重要性が改めて認識できるのではないのでしょうか。




(2) ジェンダー視点で必要な配慮とは？

災害時に必要となる「ジェンダー視点に基づく多様性への配慮」について大きく6つに分け、どういったことに配慮が必要か、対策の方向性を整理しました。

<p style="text-align: center;">女性の方</p>  <p>更衣室やトイレ、入浴設備など、女性専用となるスペースでの性犯罪などから女性を守るための安全の確保が必要です。</p>	<p style="text-align: center;">男女によるニーズの違い</p>  <p>備蓄品や物資の確保の際、男性、女性それぞれ特有のニーズに配慮する必要があります。</p>	<p style="text-align: center;">妊産婦の方</p>  <p>妊産婦の方は体調に変化をきたしやすいほか、授乳しづらい環境となるなど、環境変化の影響を受けやすく、感染症リスクも高まり、一層の配慮が必要です。</p>
--	---	--





<ul style="list-style-type: none"> ❑ 更衣室、トイレ、入浴設備等プライベート空間での犯罪予防対策（見張りの設置や施錠など） ❑ 避難所内の死角など危険箇所の確認・把握 →立入制限等の対策 ❑ 防犯ブザー・ホイッスルの配布（高齢者・子供への配布も検討する） ❑ 集団での「見せる」巡回活動 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 女性用品（生理用品など）の配布方法 ❑ 男女別の必要物資等の聞き取り（意見箱の設置など） 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 授乳室・授乳スペースの確保 ❑ 休養スペースの設置 ❑ 医師・保健師等専門家への相談スペースの設置 ❑ 専用スペースの設置（感染症防止などの観点から）
---	---	--

<h3>乳幼児の保護者の方</h3>  <p>おむつかぶれ防止や哺乳瓶の消毒など衛生面のケア及び食事のほか、周りを気にすることなく声を出したりできる遊び場を確保することも大切です。</p>	<h3>DV 被害者の方</h3>  <p>現住所を知られたくない等のニーズもあり、安否確認の問合せ対応には特に注意が必要です。また、被災をきっかけに配偶者やパートナーとの関係が悪化しケアが必要となることもあります。</p>	<h3>性的マイノリティの方</h3>  <p>出生時に割り当てられた戸籍上の性別と自認する性別が異なる方々は、避難所生活において、生活しづらさを感じやすいです。トイレや更衣室などの施設が利用しやすくなるよう配慮が必要です。</p>
---	---	--



<ul style="list-style-type: none"> ❑ 授乳室・授乳スペースの確保 ❑ ストレスなくおむつを替えやすい環境の整備(男女ともに利用できるおむつ替えスペースの設置) ❑ 屋内で手洗い・湯沸かしができるキッチンスペースの確保 ❑ 男女別休養スペースの設置 ❑ 子供が周囲を気にせず声を出し走り回れるキッズスペースの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 安否確認問合せ時の対応のマニュアル化 ❑ 安否確認窓口の一本化 ❑ DV 被害者情報の厳重な管理 ❑ 暴力防止ポスターの掲示 ❑ 女性専用スペースへの相談カードの配布 ❑ 専門家による相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 誰でも使えるトイレ・更衣室等の確保 ❑ 専門家による相談支援 ❑ 避難者名簿の性別欄に「その他」「回答しない」を設ける ❑ 性的マイノリティへの理解促進(事前)
--	---	---

ジェンダー視点とは異なりますが、避難所では以下の方々にも配慮が必要です。

<h3>外国語を母国語とする方への配慮</h3>  <p>日本語が分からない、避難所のルールが分からないなど、災害時は特にコミュニケーションの面で困難に直面しやすくなるほか、避難生活そのものが難しくなります。避難所では、避難所開設時に掲示するピクトグラムの活用、関連する案内文書や避難所ルールの多言語化、外国語を話せる職員の配置などが必要です。</p>	<h3>障害者の方への配慮</h3>  <p>肢体・視覚・聴覚・知的・精神・内部など、一口に「障害」といっても様々です。中には集団での活動を苦手とする人もいるため、個室スペースの確保やリラックスできる休養スペースの確保のほか、状況に応じた支援体制が必要です。</p>
---	--

(3) ジェンダー視点に基づく避難所の開設・運営の基本的な考え方

ジェンダー視点に基づく避難所の開設・運営の基本的な考え方は以下の通りです。

■日頃からしておくこと

- 日頃から多様な世代の女性が参加しやすい活動環境づくりと女性リーダーの育成を進めましょう

■避難所の体制づくり

- 避難所の責任者やリーダー(会長・副会長)、避難所運営会議のメンバーは男女両方のバランスを考慮して配置しましょう
- 避難所運営の負担が特定の性別や立場の人に偏ることがないように、全員で分担しましょう

■避難所の空間づくり

- 誰もが安全・安心な生活空間を確保しましょう
- 少なくとも、「トイレ」「更衣室」「物干し場」「入浴設備」の4つのスペースは性別で分けしたスペースや運営を決めておきましょう

● 日頃からしておくこと

- ◇ 日頃から多様な世代の女性が参加しやすい活動環境づくりと女性リーダーの育成を進めましょう

避難所運営会議の基礎となるのは、自治会であり、自主防災組織や消防団、民生委員、PTA、NPOなど、地域の様々な団体や関係者です。まずはどのような団体があるか、それぞれの団体に女性が参加できているか、女性が参加しやすい運営になっているかを見直しましょう。こうした積み重ねが、女性が意見を言いやすい環境を作り、女性リーダーを増やすことにつながります。ひいては、リーダー経験を有する女性が増えることで、ジェンダー視点による避難所運営が実現しやすくなります。

● 避難所の体制づくり

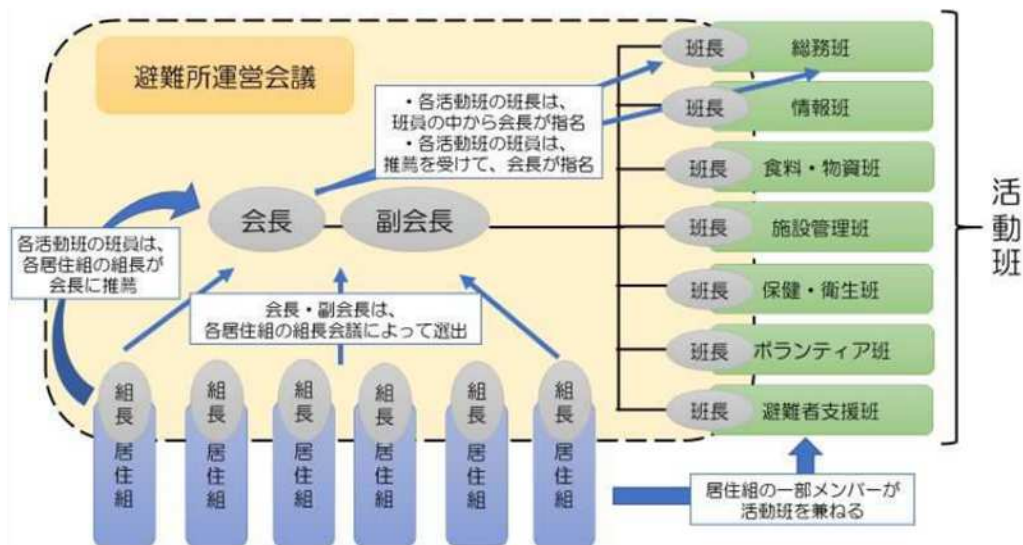
◇ 避難所の責任者やリーダー(会長・副会長)、避難所運営会議のメンバーは男女両方のバランスを考慮して配置しましょう

避難所の開設・運営では、女性、性別によるニーズの違いや、妊産婦・子育て中の家庭など、配慮が必要な方のニーズを受け止め、開設・運営ルールに反映することが大切です。そのためには、避難所の責任者やリーダー(会長・副会長)は男女両方の性で構成するようにしましょう。その際、指揮命令の統一が図れなくなるといった懸念がある場合は、責任者と異なる性別の副責任者を配置しましょう。

避難所の開設当初から、性別のバランスに配慮して女性責任者やリーダー(会長・副会長)を配置することは、避難所の運営体制の中で女性が意見を言いやすい環境づくりの第一歩です。数を増やすことで女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を作ることができます。

また、避難所運営会議のメンバーについても同様に、リーダー階層別(下図の「長」単位)にいずれかの性別に偏らないよう(例えば班長が女性なら副班長を男性にするなど)、バランス良く配置しましょう。

【図表 3 避難所の運営組織図の例】



(資料)埼玉県「避難所の運営に関する指針」(令和6年4月改正)

- ◇ 避難所運営の負担が特定の性別や立場の人に偏ることがないように、全員で分担しましょう

性別や年齢によって、避難所運営上の役割を固定化することや、特定の人や特定の性別、特定の年代に偏ることがないように配慮しましょう。特に、過去の災害時には、炊事や清掃、洗濯などの役割が女性に集中した例がありました。

主な役割別に性別偏りが生じないように、各班のメンバーを構成し、活動に当たしましょう。また、各班メンバーをローテーションして役割を固定化しないことも重要です。

【図表 4 活動班と主な活動内容(例)】

活動班	活動内容
総務班	避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内外への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健・衛生班	医療・介護、トイレ、衛生管理・感染症予防、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティアの受入・管理、受付簿作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援、避難所外避難者支援

(資料)埼玉県「避難所の運営に関する指針」(令和6年4月改正)

● 避難所の空間づくり

◇ 誰もが安全・安心な生活空間を確保しましょう

避難所ではたくさんの方が限られたスペースで共同生活を行います。誰もが安心して生活するため、就寝時だけでなく、女性専用スペース付近や車中泊スペース(駐車場等)への定時巡回警備、女性専用スペースに防犯アラームを設置することなども工夫しましょう。

また、自衛手段として、子供や女性は2人以上で行動することや、携帯用防犯ブザーを配布することも検討しましょう。

◇ 避難所の開設時から少なくとも以下のスペースは性別で分けしたスペースを設けましょう

プライバシーに配慮し、女性でも安心して避難所で過ごせる環境を実現するとともに、性犯罪やトラブルを防ぐためにも、特にプライバシーに関わる以下のスペースについては、最低限、性別で分けしたスペースを避難所の開設当初から設けることとし、開設後の運営方法をあらかじめ決めておきましょう。

トイレ

更衣室

物干し場

入浴設備

ただし、男性用・女性用など、利用できる層を固定化しない方が利用しやすいものもあります。例えば、おむつ替えスペースは、男性・女性の双方が利用できるようにする必要があります。

また、性的マイノリティの避難者の利用も想定し、誰でも使えるトイレを設置することや、更衣室や入浴設備(シャワー等)を性別問わず個人で利用できるようにしたり、1人で使える時間帯を設けるなどの運用をすることも考えられます。

また、休養スペースも性別で分けして確保できることが望ましいですが、スペースに制約がある場合は、例えば、時間帯により利用できる性別を分けるなどの工夫により対応することも可能です。

3. 避難所マニュアル点検チェックリスト一覧

※ 各自治体が作成している「避難所運営マニュアル」に記載があるか確認するためのチェックリストです。

チェックリストの使い方や内容に関する詳細な説明は、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」本編を御覧ください。

3-1 避難所運営の体制づくり

(1) 運営体制

記載	未記載	
		避難所運営組織のリーダー層に、男女両方を配置することとしているか
		避難所の運営方針を検討する場に、女性が3割以上参画することとしているか
		避難所運営組織に多様な立場の代表者が参画しているか
		避難所運営時も多様な避難者のニーズを把握して柔軟に運営ルールを見直すこととしているか
		避難所運営に関わる各班に、男女両方を配置することとしているか

(2) 活動体制

記載	未記載	
		炊事・清掃などの避難所運営活動が、特定の性別や立場の人に偏らないような役割分担を行うことを避難所の運営方針として明示しているか
		炊事・清掃などの避難所運営活動を、女性の役割としていないか、これらの活動を男女の別なく担当することとしているか
		ローテーションを組むための様式(フォーマット)を提示しているか

(3) 避難所内の空間(レイアウト)づくり

記載	未記載	
		災害種別や期間(短期・長期)に応じたレイアウトの事前検討の必要性を記載しているか
		女性のみ(単身女性含む)や乳幼児がいる世帯の居住スペースをあらかじめ設定しているか
		間仕切りやテント等を活用してプライバシーや安全・安心に配慮することを記載しているか
		女性専用スペースを設定しているか
		トイレ、更衣室、物干し場、入浴設備は性別で分けしたスペースを設定しているか
		バリアフリートイレや誰でも使えるトイレがあるか
		授乳室を設けているか
		おむつ替えスペースは性別を問わず利用しやすいよう配慮がされているか
		仮設トイレは安全で行きやすい場所に設置されているか
		仮設トイレは女性用を多めに設置することとしているか(目安として男性1:女性3の割合)

3-2 避難所における各班活動

(1) 総務班:避難者名簿の管理、安否確認への対応など

記載	未記載	
		避難者名簿の様式に、安否確認への対応に際し個人情報を提供することについての本人の同意・不同意を確認する欄を設けているか
		避難者名簿の原本を閲覧できるスタッフ・職員を限定しているか
		避難者名簿を施錠保管することとしているか
		訪問・電話連絡等による安否確認があった場合の対応手順を明確にしているか

(2) 情報班:情報収集、避難所内外への情報伝達

記載	未記載	
		性被害を未然に防ぐため、避難所内掲示板へ啓発ポスターを掲示することとしているか
		掲示板以外の場所として、避難者の目に付きやすい場所(トイレ等)への掲示を検討しているか
		避難所内で伝達者が限定される場合は「カード」や「メモ」にして配布するなど、伝達方法を検討しているか
		避難者ニーズを把握する場合は避難者支援班と連携して、運営に関する意見を把握する手段(意見箱やアンケート)について、広報をすることとしているか

(3) 食料・物資班:食料・物資の調達・管理・配給

記載	未記載	
		女性用品の受け渡し時には女性スタッフが担当するか、女性用スペースなどに物資を常備する等の工夫をしているか
		個別対応が必要なニーズの聞き取り方法・物資の配布方法を定めているか
		妊産婦、乳幼児、アレルギー、食事制限等の多様なニーズを把握し、物資調達に反映する体制を構築できているか

(4) 施設管理班:危険箇所への対応、防火・防犯

記載	未記載	
		避難所内の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限をしているか
		部外者の立入を制限するエリア(居住スペース、物干し場・入浴設備・トイレ等の生活スペースなど)を指定しているか
		定時巡回警備場所として、就寝場所だけでなく、女性専用スペース、間仕切りの高い死角となりやすいスペース、車中泊(駐車場)スペースを対象とし、夜間だけでなく昼間も巡回することとしているか
		夜間時を想定し、照明の追加設置場所を事前に定め、見えづらい場所をなくす工夫をしているか
		防犯ブザーやホイッスルの配布を定めているか
		子供は大人と一緒に複数人で行動することや、女性は2人以上で行動することを定めているか

(5) 保健・衛生班:医療・衛生管理など

記載	未記載	
		母乳育児中の母親が安心して母乳を与えられる環境(授乳室)を設置することがレイアウト上に明記されているか
		ミルクの調乳(熱湯必須)や哺乳瓶の消毒ができる衛生環境の整備について記載があるか
		医師・保健師等、健康管理の専門家との連携体制について記載があるか
		避難者が医師・保健師等に相談しやすくなるような工夫について記載があるか

(6) ボランティア班:ボランティアの受入・安全確保

記載	未記載	
		ボランティア受入時、避難所内の立入制限エリアについて説明することを定めているか
		女性ボランティアの安全確保のための安全行動ルールを定めているか

(7) 避難者支援班:相談窓口・意見箱の設置

記載	未記載	
		プライバシーに配慮した相談窓口を設置することが記載されているか
		相談窓口の周知の方法が明確になっているか
		意見箱の設置など、意見や困りごとを伝えやすくする工夫をしているか

4. ジェンダー視点を考慮した避難所レイアウトの考え方

4-1 基本的な考え方

(1) 事前に想定しておくことが求められるレイアウトのパターン

- 避難所となる施設の規模・災害の種類・避難所開設の期間の考慮

各市町村では、様々な施設が避難所として指定されています。基本的には個別の施設ごとに、避難所のレイアウトを事前に検討しておくことが望めます。

レイアウトの検討に当たっては、避難所となる施設の規模、災害の種類、避難所開設の期間(短期・長期)を考慮する必要があります。

避難所を開設するとき(災害の種類)と、避難所の被災による施設利用の制約の有無により、事前に想定すべきレイアウトの種類は2種類または4種類となります。

	避難所の状況		事前に想定すべきレイアウトの種類			
	避難所を開設するとき(災害の種類)	被災による施設利用の制約の有無	短期レイアウト (3日以内の確立を目指す)		長期レイアウト (長期の開設が想定される時、7日以内の確立を目指す)	
			短期レイアウト	短期レイアウト (一部制約あり)	長期レイアウト	長期レイアウト (一部制約あり)
1	地震 水害		○		○	
2	地震 水害	水害時、施設利用に一部制約あり	○	○	○	○
3	地震 (水害時には開設しない)		○		○	

5. 避難所レイアウト例

避難所のレイアウト例について、避難所となる施設種別、災害種別、避難所開設期間別に示します。

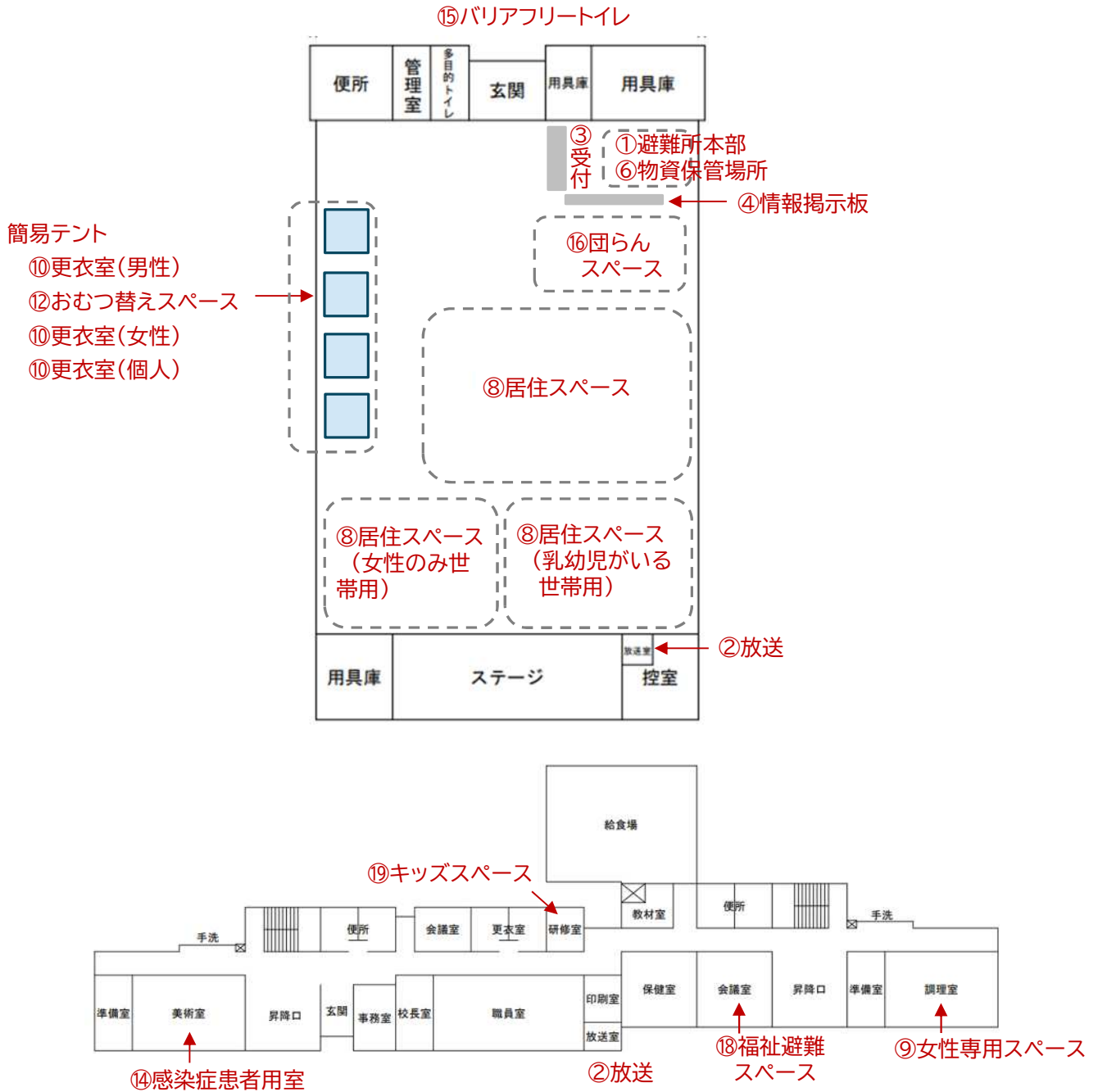
	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
1	中学校(短期)	小・中学校	地震・水害	短期	体育館、一部の校舎の部屋、屋外
2	中学校(長期)	小・中学校	地震・水害	長期	体育館と多くの部屋、屋外
3	公民館(短期)	公民館	地震・水害	短期	一部の部屋、屋外
4	公民館(長期)	公民館	地震・水害	長期	多くの部屋、屋外

※上述はあくまで目安です。開設期間が「短期」となっている場合でも、想定した以上の避難者が避難してくることもあります。このため、レイアウトを参考としつつ、実際の状況に即して柔軟に対応するようにしましょう。

5-1 中学校(短期)

レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
1 中学校(短期)	小・中学校	地震・水害	短期	体育館、一部の校舎の部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース



<留意点>

- ・体育館を主に利用し、一部校舎1Fの部屋を利用します。
- ・体育館の居住スペースは、通路を確保し、世帯ごとにスペースを割り当てます。
- ・女性のみ世帯用、乳幼児がいる世帯用のスペースを設けます。面積配分は避難者の状況に応じて調整します。
- ・避難者が多い場合は、体育館以外にも避難者を割り当てます。(例:武道場)

(2) 屋外に配置するスペース



<留意点>

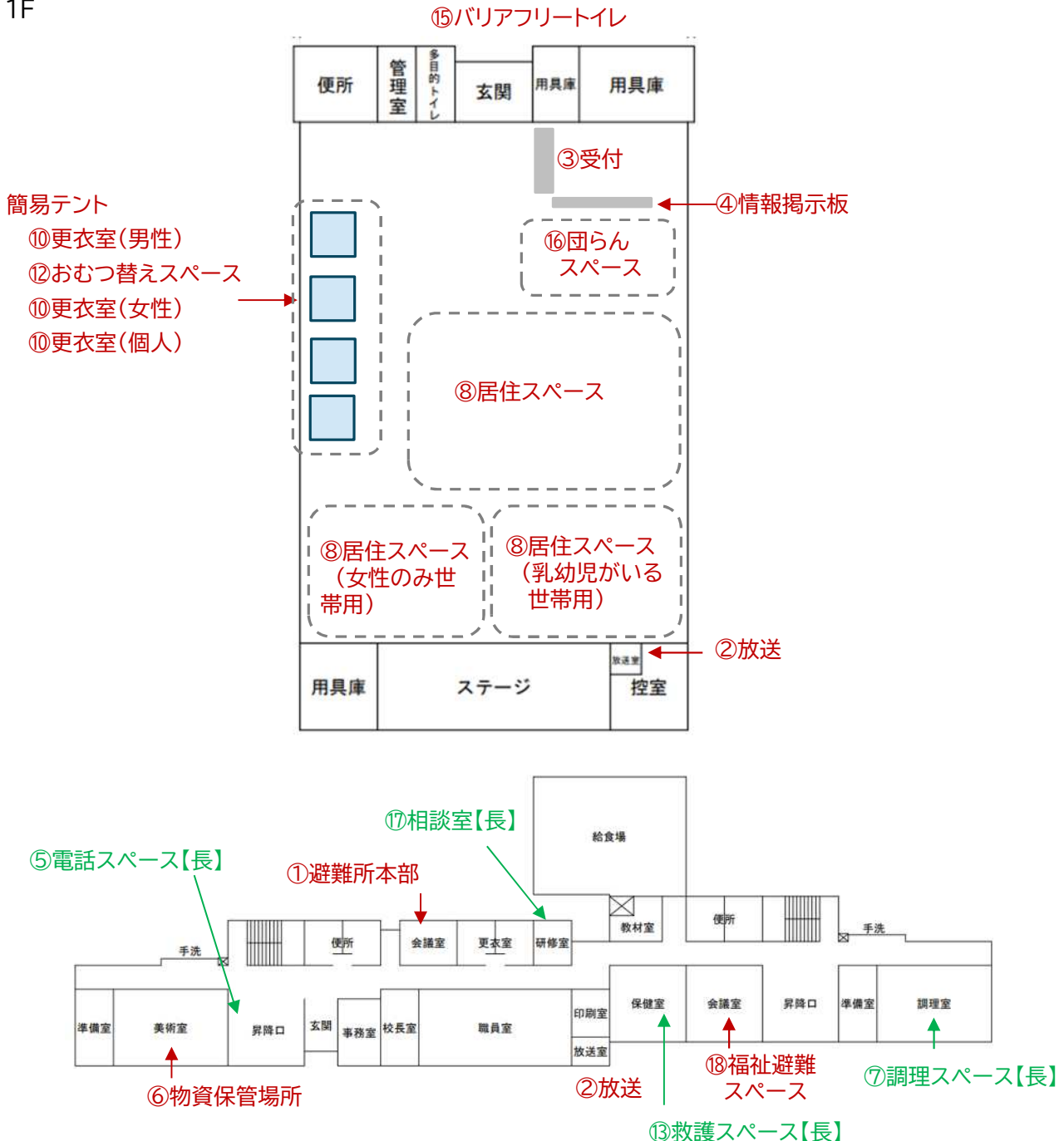
- ・「喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の要否も含め検討してください。
- ・「ペット飼育スペース」と「ごみ集積場」をグラウンドに配置する想定としていますが、風雨の状況に応じて建物近くで風雨の影響が少ない場所(例:屋外階段の下、昇降口など)の利用を検討してください。

5-2 中学校(長期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
2	中学校(長期)	小・中学校	地震・水害	長期	体育館と多くの部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース

1F

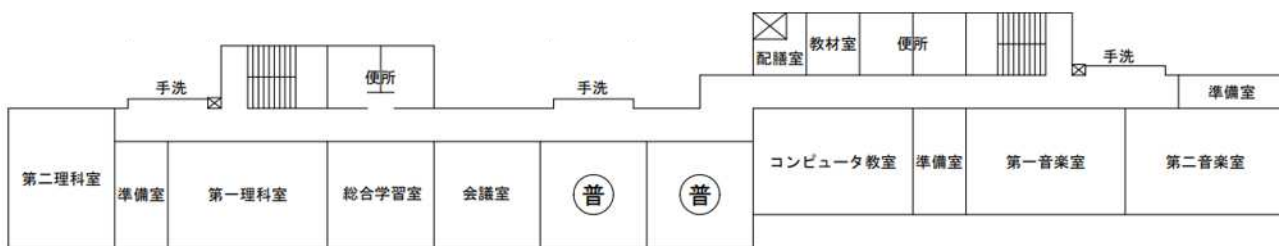


※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

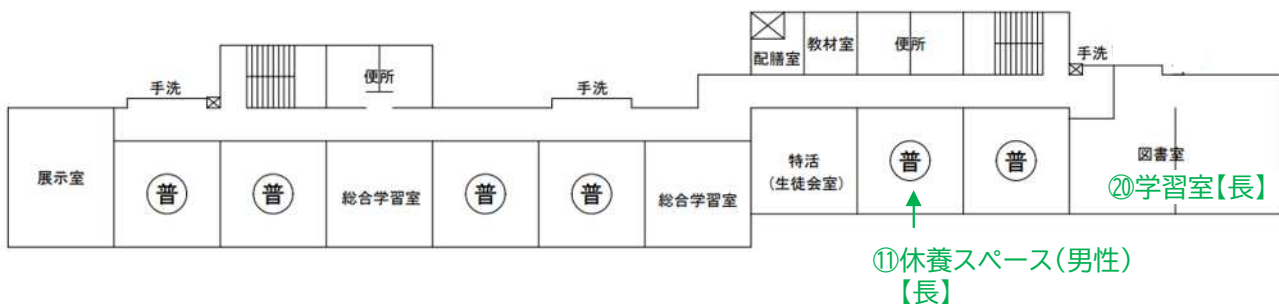
<留意点>

- ・体育館を主に利用し、一部校舎1Fの部屋を利用します。
- ・体育館の居住スペースは、通路を確保し、世帯ごとにスペースを割り当てます。
- ・女性のみ世帯用、乳幼児がいる世帯用のスペースを設けます。面積配分は避難者の状況に応じて調整します。
- ・避難者が多い場合は、体育館以外にも避難者を割り当てます。(例:武道場)

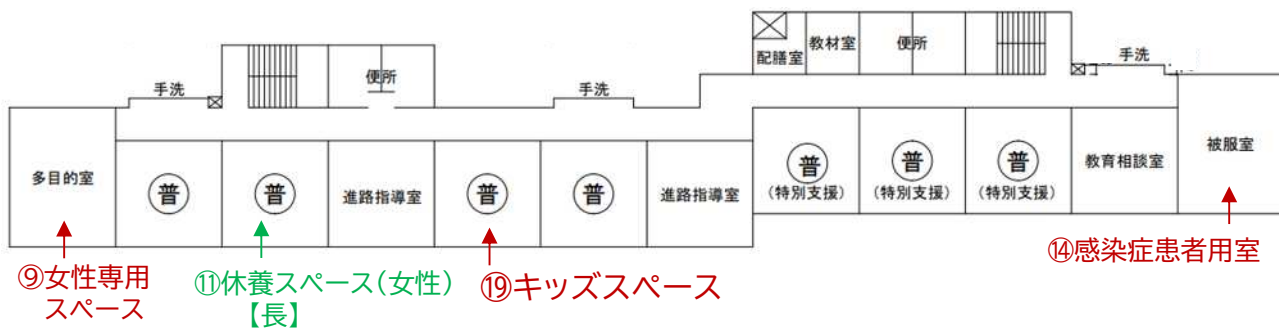
4F



3F



2F



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

<留意点>
 ・体育館を主に利用し、校舎の各部屋を利用します。

(2) 屋外に配置するスペース



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

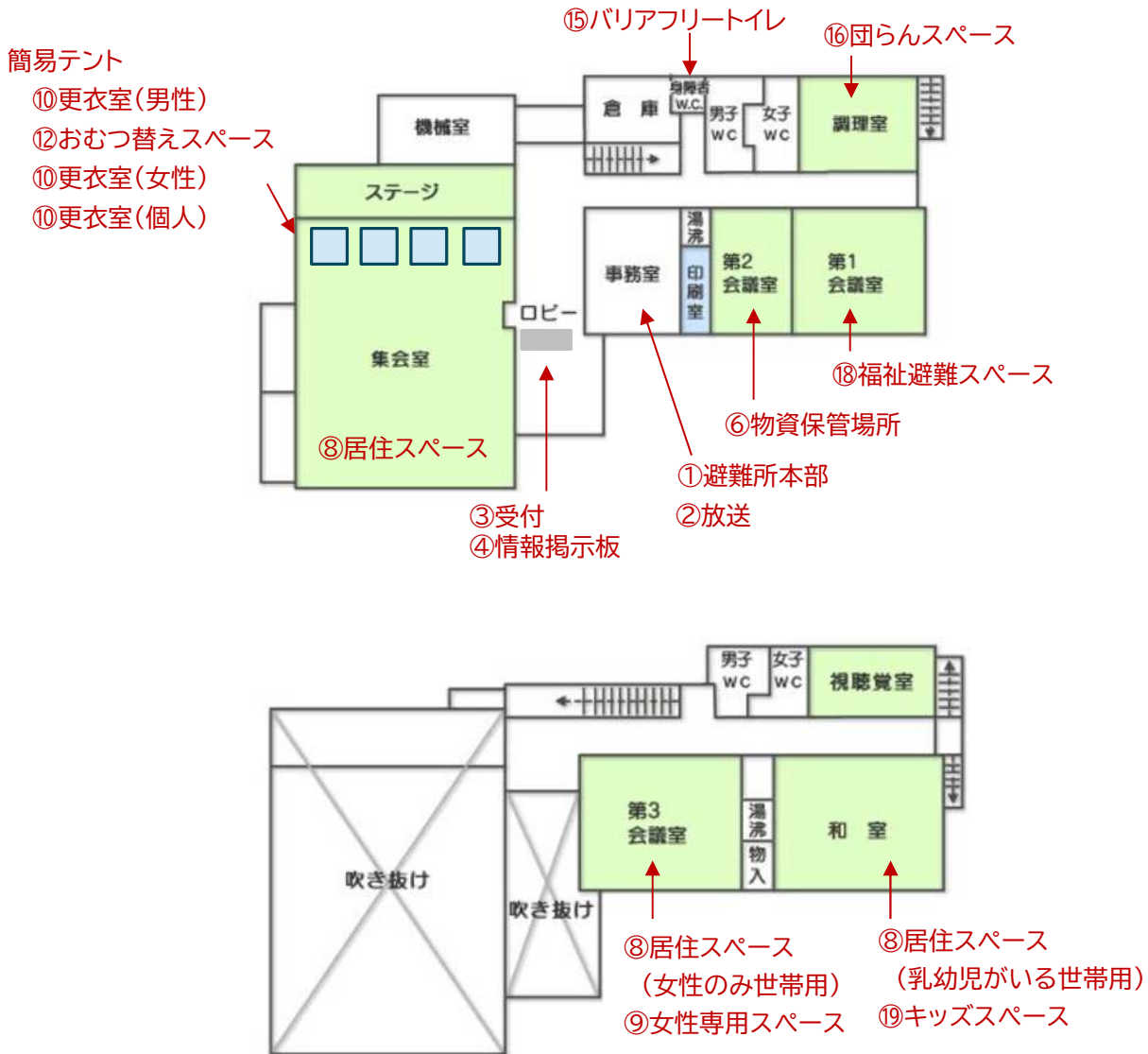
<留意点>

- ・3つの門のうち、東側の門は閉鎖する。(人の出入りを把握しやすくするため)
- ・「③受付」については、西側の門と北側の門の双方に設置する。夜間は、いずれかを閉鎖する。
- ・「⑤物資等荷下ろし場」については、「⑥物資保管場所」への動線を確認の上、割り当ててください。
- ・「⑧喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の要否も含め検討してください。
- ・「④ペット飼育スペース」と「⑤ごみ集積場」をグラウンドに配置する想定としていますが、季節等の状況に応じて建物近くで日照や風雨の影響が少ない場所(例:屋外階段の下、昇降口など)の利用を検討してください。

5-3 公民館(短期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
3	公民館(短期)	公民館	地震・水害	短期	一部の部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース



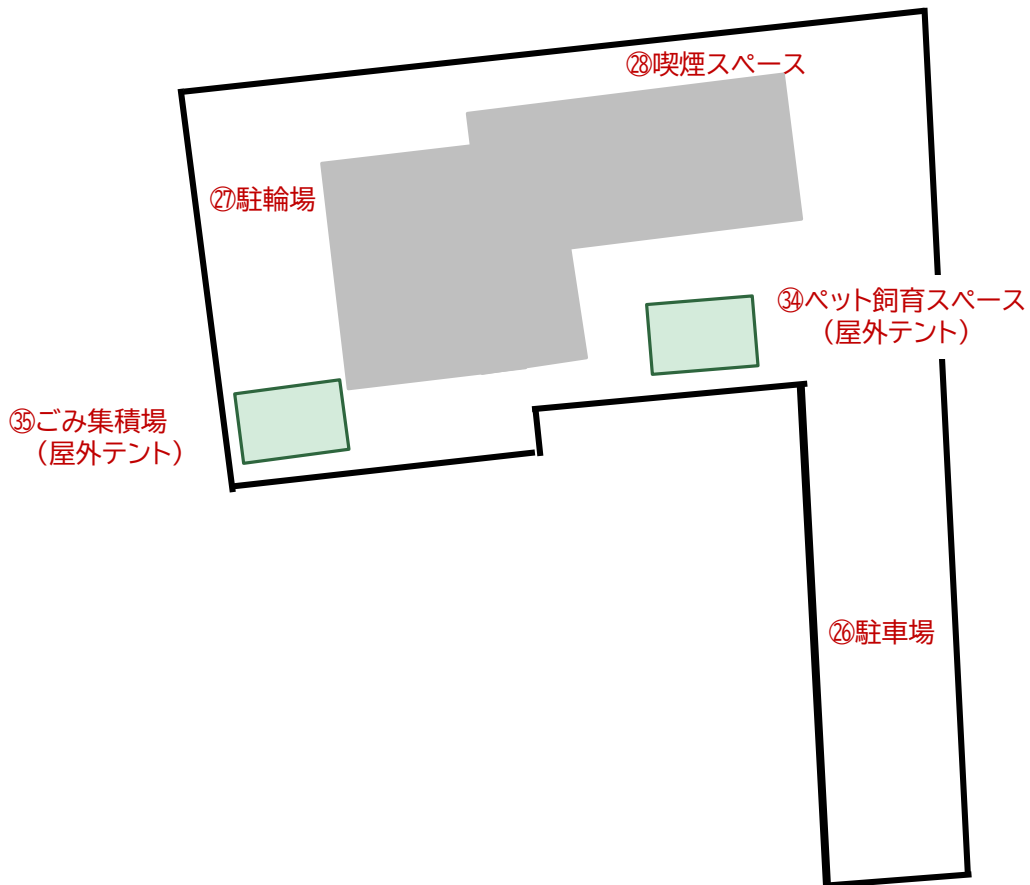
<留意点>

- ・居住スペースが限られていることから、第3会議室については、「⑧居住スペース(女性のみ世帯用)」と「⑨女性専用スペース」、和室については、「⑧居住スペース(乳幼児がいる世帯用)」と「⑩キッズスペース」を兼ねるレイアウトとしています。
- ・「⑩更衣室」は簡易テントを用いて確保する想定としています。ステージ上に配置することも考えられます。

<割り当て保留>

- ・スペースが不足するため、以下のスペースは近隣の指定避難所(小学校)で確保します。
- ⑭感染症患者用室

(2) 屋外に配置するスペース



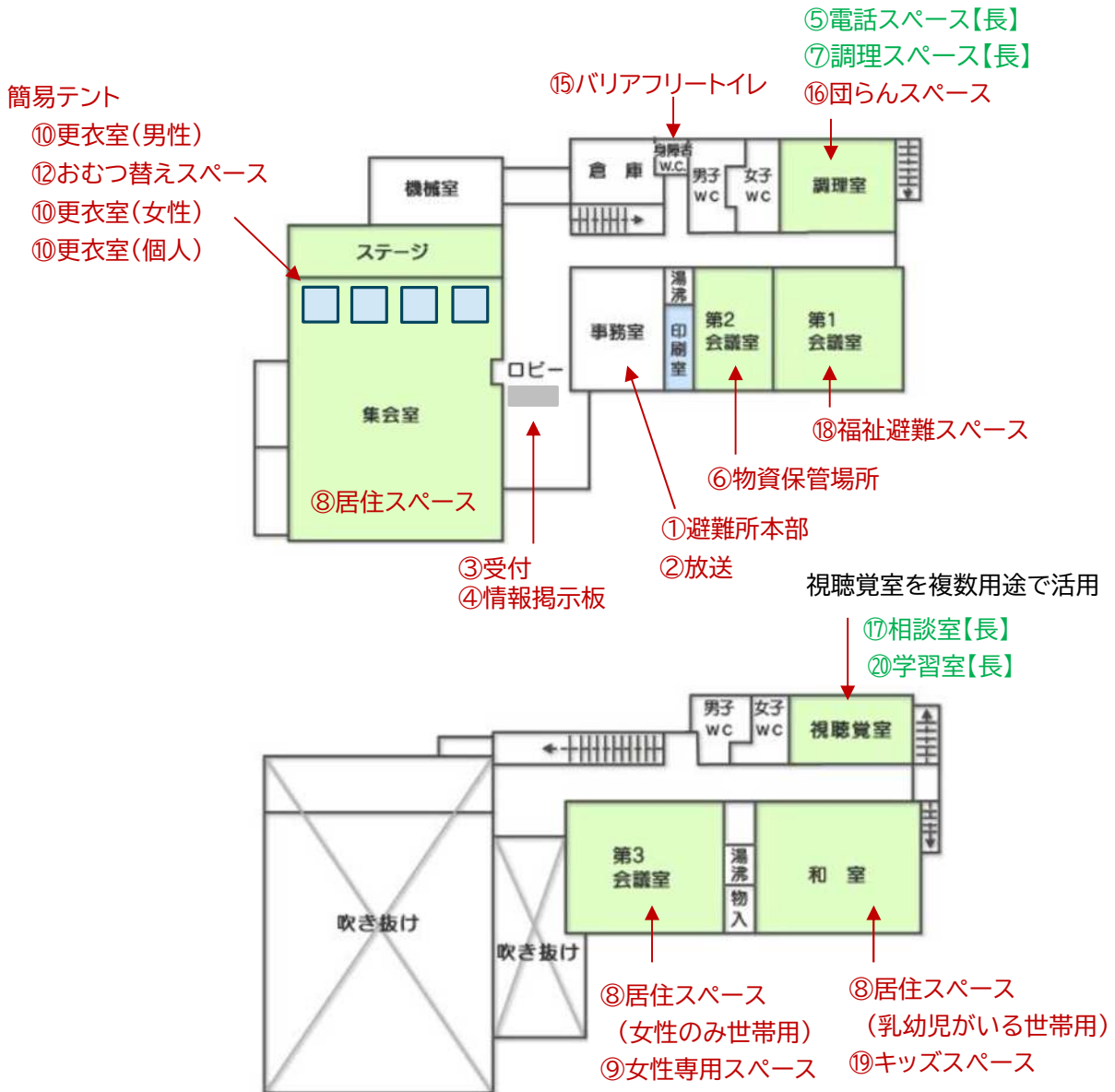
<留意点>

- ・「喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の要否も含め検討してください。
- ・「ごみ集積場」と「ペット飼育スペース」の配置については、近隣の住宅等への影響等を考慮して配置してください。

5-4 公民館(長期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
4	公民館(長期)	公民館	地震・水害	長期	多くの部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

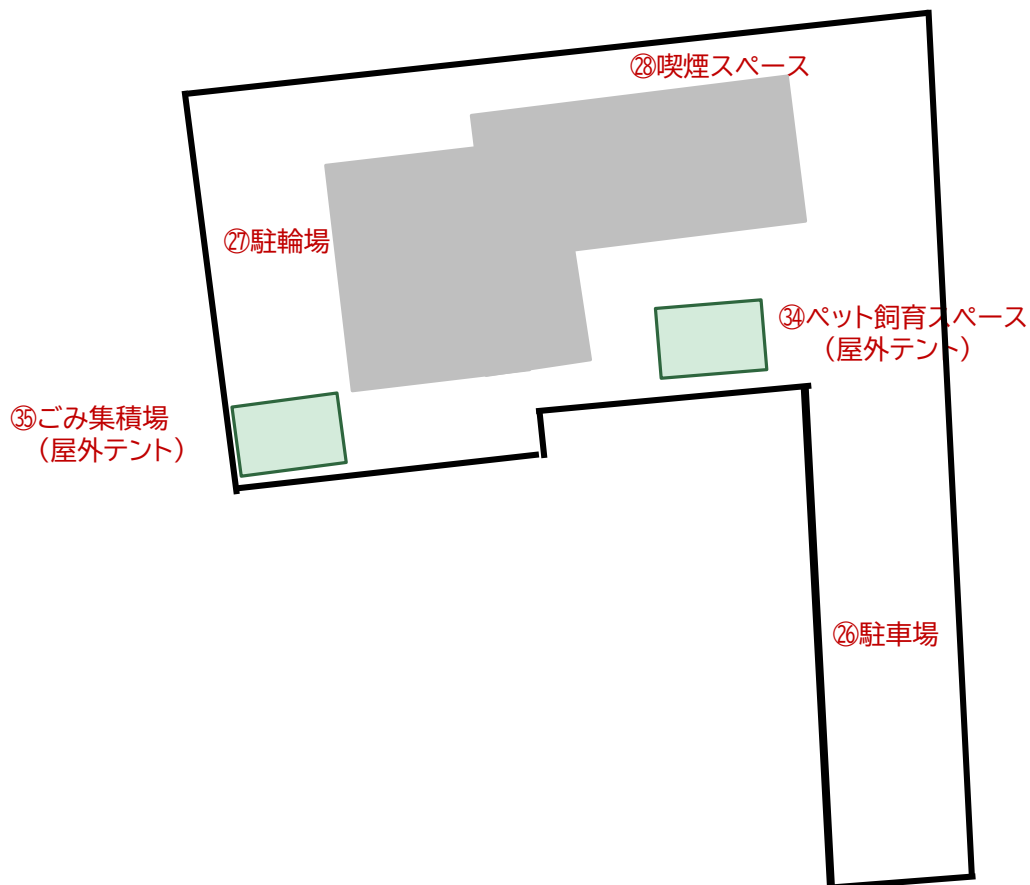
<留意点>

- ・居住スペースが限られていることから、第3会議室については、「⑧居住スペース(女性のみ世帯用)」と「⑨女性専用スペース」、和室については、「⑧居住スペース(乳幼児がいる世帯用)」と「⑱キッズスペース」を兼ねるレイアウトとしています。
- ・「⑩更衣室」は簡易テントを用いて確保する想定としています。ステージ上に配置することも考えられます。
- ・特設公衆電話が設置された場合は、「⑤電話スペース」は変更となる可能性があります。

<割り当て保留>

- ・スペースが不足するため、以下のスペースは近隣の指定避難所(小学校)で確保します。
- ⑪休養スペース【長】
- ⑬救護スペース【長】
- ⑭感染症患者用室

(2) 屋外に配置するスペース



<留意点>

- ・「②1情報掲示板【長】」は、1Fロビーの「④情報掲示板」の利用を想定し、割り当てていません。
- ・スペースが不足するため、駐車場内に安全なスペースと動線が確保できるようであれば、必要性の高いスペースから順次確保を目指します。
 - ②2炊事・炊き出し場【長】
 - ②3給水スペース【長】
 - ②4物資等配布場所【長】
 - ②5物資等荷下ろし場所【長】
 - ②9手洗い場・仮設手洗い場【長】
 - ③0仮設トイレ【長】
 - ③1仮設洗濯場
 - ③2物干し場
 - ③3仮設風呂・仮設シャワー

6. 参考資料一覧

本手引き作成に当たり、参考とした資料は以下の通りです。

● 各種ガイドライン・避難所運営マニュアル（順不同）

- ◇ 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月)
- ◇ 内閣府男女共同参画局「東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例」(平成23年5月)
- ◇ 内閣府男女共同参画局「平成28年(2016年)熊本地震対応 避難所における取組事例 女性用品の配布方法の工夫(トイレへの設置)」
- ◇ 大分県「女性の視点からの防災パンフレット～避難所運営の取組と平時からの取組～」(平成31年2月)
- ◇ 札幌市市民文化局男女共同参画室「女性の視点を取り入れた避難場所運営の取組について」(平成25年12月発行、平成26年11月更新)
- ◇ 登米市「平成24年度広報とめ12月1日号(183号)」
- ◇ 川崎市「男女共同参画の視点でつくる避難所運営ガイド」(平成26年4月)
- ◇ 千葉市男女共同参画センター「みんなで考えよう！避難所のこと 男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集」(平成29年3月)
- ◇ 新宿区「女性の視点から避難所を考える」(平成27年6月)
- ◇ 茨木市「茨木市避難所運営マニュアル(令和2年3月修正)」
- ◇ 倉敷市「平成30年7月豪雨災害から復興への記録～被災からの歩み～」(令和2年10月)
- ◇ 熊野町「熊野東防災交流センター記録誌」(令和3年5月)
- ◇ 熊野町「2021年7月号広報くまの」
- ◇ 熊本市男女共同参画センターはあもにい「熊本地震を経験した『育児中の女性』へのアンケート報告書」(平成30年3月)
- ◇ 岩手レインボー・ネットワーク「にじいろ防災ガイドー災害があってもだれもが尊厳をもって生きのびられるようにー」(制作協力:特定非営利活動法人高知ヘルプデスク)(平成28年3月)

● 論文・その他参考資料等（順不同）

- ◇ 特定非営利活動法人イコールネット仙台「東日本大震災に伴う『震災と女性』に関する調査聞き取り集 40人の女性たちが語る東日本大震災」(平成25年2月)
- ◇ 厚生労働省事務連絡「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」(平成30年7月)
- ◇ 総務省資料「特設公衆電話について」

ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き
(概要版)

2024年12月発行
2025年3月改正

発行元: 埼玉県 危機管理防災部 災害対策課

連絡先: 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159